明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産五七四～五七七）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五七八～五九八）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十三年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　七
平成二十三年度第三・四半期国庫の状況（同）　七
国家試験
平成二十三年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構意見招請、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、地方公務員共済組合連合会関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三三
会社その他
会社決算公告　三六

告　示

○農林水産省告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町周防形字尻貝山四一〇の二、高岡郡津野町船戸字井ノ上ヌ二九七二、四五三九、安芸郡安田町西ノ川字アカサデ三八〇、字チカヤ四一二の三、中ノ川字下谷ノ岡一三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尻貝山四一〇の二、字井ノ上ヌ四五三九・字アカサデ三八〇・字チカヤ四一二の三・字下谷ノ岡一三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市松田町五三三二の一、安芸市伊尾木字古城四〇二二の五から四〇二二の七まで、大井字池ノ後山甲一六九三の一、字西清水甲一六九四の一、土佐郡土佐町古味字中島三七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松田町五三三二の一・字古城四〇二二の五・四〇二二の七・字池ノ後山甲一六九三の一・字西清水甲一六九四の一・字中島三七五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町大森字トヤバ四四、一一九、清水下分字中山一一五三、清水上分字上拂川三二五六、三二五七、三二六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字トヤバ四四・一一九・字中山一一五三・字上拂川三二五六・三二五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。